

情報提供

那医発第 378 号
令和 8 年 9 月 3 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 玉井 修

副 会 長 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「令和 8 年熊本地震に伴う予防接種の取扱いについて」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 815 号

令 和 8 年 8 月 20 日

地区医師会感染症担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 仲村 尚司

（公印省略）

令和 8 年熊本地震に伴う予防接種の取扱いについて

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

さて、本件は、去る 7 月 28 日（火）に発生した令和 8 年熊本地震について、今般の災害を踏まえ、予防接種法に基づく定期接種については、居住地以外の市区町村において被災者が定期接種の実施を希望する場合の取扱い等についてお知らせするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 令和 8 年熊本地震に伴う予防接種の取扱いについて

（令和 8 年 8 月 7 日 日医発第 919 号（健Ⅱ））

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：高良

TEL:098-888-00887

FAX:098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp

日医発第 919 号（健Ⅱ）
令和 8 年 8 月 7 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹 本 洋 一

令和 8 年熊本地震に伴う予防接種の取扱について

今般、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本事務連絡は、今般の災害を踏まえ、予防接種法に基づく定期接種について、下記のとおり、居住地以外の市区町村において実施を希望する場合等の取扱を連絡するものです。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了解のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. 居住地外市町村において定期接種を実施する場合、一般的には居住地の長から居住地外市町村の長に対して定期接種の実施依頼が行われているが、標記災害により居住地の長が実施依頼を行うことが困難な場合には、被災者からの定期接種実施希望の申出を以て居住地の長からの予防接種実施依頼があったものとし、居住地外市町村において定期接種を実施して差し支えないこと。
 2. 当該定期接種の実施に当たっては、被災者がおかれている状況を考慮し、予診の徹底など健康状態を十分に把握した上で実施すること。
 3. 定期接種の接種時期については、予防接種法施行令（以下「令」という。）第 3 条第 1 項に規定されているところ、標記災害により同項に規定する接種時期に定期接種を受けることができなかった被災者については、標記災害の発生は予防接種法施行規則第 2 条の 9 第 4 号に掲げる特別の事情に該当することから、令第 3 条第 1 項に規定する接種時期を超えた場合（※）であっても、令第 3 条第 2 項に基づき当該定期接種を受けることが可能であること。
- ※ 原則、当該特別の事情がなくなった日から起算して 2 年を経過するまでの間は、定期接種の対象とする。ただし、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風については 15 歳（沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチンを使用する場合に限る。）、結核については 4 歳、H i b 感染症については 10 歳、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）については 6 歳に達するまでの間に限る。
- ※ 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）については、当該特別の事情がなくなった日から起算して 1 年を経過するまでの間は、定期接種の対象とする。

以上

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

令和 8 年熊本地震に伴う予防接種の取扱いについて

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）の対象者であって、標記災害のために居住地である市町村（以下「居住地」という。）における定期接種を受けることが困難な者（以下「被災者」という。）が、居住地以外の市町村（以下「居住地外市町村」という。）において定期接種の実施を希望する場合等においては、下記に留意し、特段の御配慮をいただきますよう、管下市町村に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、本事務連絡については、公益社団法人日本医師会と調整済みであることを申し添えます。

記

1. 居住地外市町村において定期接種を実施する場合、一般的には居住地の長から居住地外市町村の長に対して定期接種の実施依頼が行われているが、標記災害により居住地の長が実施依頼を行うことが困難な場合には、被災者からの定期接種実施希望の中出を以て居住地の長からの予防接種実施依頼があったものとし、居住地外市町村において定期接種を実施して差し支えないこと。
2. 当該定期接種の実施に当たっては、被災者がおかれている状況を考慮し、予診の徹底など健康状態を十分に把握した上で実施すること。
3. 定期接種の接種時期については、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号。以下「令」という。）第 3 条第 1 項に規定されているところ、標記災害により同項に規定する接種時期に定期接種を受けることができなかった被災者については、標記災害の発生は予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）第 2 条の 9 第 4 号に掲げる特別の事情に該当することから、令第 3 条第 1 項に規定する接種時期を超えた場合（※）であっても、令第 3 条第 2 項に基づき当該定期接種を受けることが可能であること。

- ※ 原則、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年を経過するまでの間は、定期接種の対象とする。ただし、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風については15歳（沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチンを使用する場合に限る。）、結核については4歳、H i b感染症については10歳、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）については6歳に達するまでの間に限る。
- ※ 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）については、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年を経過するまでの間は、定期接種の対象とする。

以上